

# 第5章 津波等対策

<b>第5章</b>	<b>津波等対策</b>	<b>273</b>
第1節	現在の到達状況	274
第2節	課題	275
第3節	対策の方向性	276
第4節	到達目標	277
第5節	具体的な取組	278
第1	予防対策	278
1	大津波警報・津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化	278
2	津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	279
第2	応急対策	280
1	津波情報の伝達体制	280

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

# 第1章 津波等対策

## 本章における対策の基本的考え方

### ○ 総合的対応力の強化による津波等の被害の抑制

東京都沿岸部や区部東部の低地帯、島しょ地域においては、震災時の津波や、堤防等の決壊に伴う被害などへの対策を十分に講じておく必要がある。

なお、板橋区では、津波被害の発生は極めて低いものと想定されるが、沿岸地域に出かけていた区民が津波で被災することは想定されるため、津波防災について区民に知識や発災後の行動等の普及啓発を図ることが重要である。また、地震発生後に沿岸地域に出かけないよう、区民に呼びかけることも重要である。

本章では、津波防災に関する知識等の普及啓発、津波情報に関する情報伝達体制の整備に係る取組について示す。

(※施設の整備、避難誘導、施設の復旧については、本区の計画では対象外とした。)

### ○ 現在の対策の状況

都はこれまで、河川施設、海岸保全施設等の耐震対策等を進めるとともに、水門操作の迅速化を図るため、遠隔制御システムを導入してきた。また、訓練実施による津波防災意識の啓発、東京都防災行政無線等の整備による大津波・津波警報、注意報等の伝達体制の構築などにも取り組んできた。

島しょ地域においては、都が津波浸水ハザードマップ基本図や津波避難計画モデルを作成し、各町村の津波対策を支援するとともに、島内の幹線道路拡幅の推進等により、防災性の向上を図ってきた。また、港湾・漁港施設等の耐波性・耐震性を確保するため、既存岸壁などの改良を実施している。

### ○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」を踏まえた課題

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、板橋区では津波による被害は想定されていないものの、沿岸地域に出かけていた区民が津波で被災することは想定される。

日頃から区民に津波防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、地震時の区民への情報伝達体制の整備を図る必要がある。

### ○ 主な対策の方向性と到達目標

対策の方向性	到達目標
津波防災意識の啓発、教育の充実	津波防災に関する知識の周知徹底など
大津波・津波警報・注意報等の伝達体制の構築	津波情報の情報収集及び伝達体制の整備

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

第1部  
第1節 現在の到達状況

第2部 第1章  
1 大津波・津波警報・注意報等の伝達体制の構築

区民への情報伝達手段としては、板橋区防災行政無線（同報系無線システム（デジタル60MHz帯））を整備している。また、防災関係機関との情報伝達手段として、東京都防災行政無線をはじめとした情報伝達手段を整備している。

第2部 第2章  
■参照

第2部第7章第5節第1「1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備」

第2部 第3章  
第2部 第4章  
第2部 第5章  
2 津波防災意識の啓発、教育の充実

都では、地震発生時の津波災害に備えた適切な行動方法や心構え等を「津波に対する心得」として示している。

また、東京都総合防災訓練では、津波による被害を想定し、水門・陸こう・高潮防潮扉の閉鎖訓練や都民の避難訓練等を行い、東京港における津波対策を検証している。

区では、区民への津波防災意識の啓発を推進する必要がある。

第2部 第6章  
第2部 第7章  
◎津波警報の拡充

気象庁では、東日本大震災の甚大な津波被害を受け、津波警報を変更し、平成25年から運用を開始している。変更後は、高さ3mを越える場合は大津波警報、高さ1m～3mの場合は津波警報、0.2m～1mの場合は津波注意報とした。

第2節 課題

【被害想定（元禄型関東地震）】

被害項目	想定される被害
最大津波高 （満潮時、地殻変動量を考慮した場合）	板橋区には津波は到達しない。 東京湾沿岸区部で T.P.2.61m、島しょ部で T.P.22.40m（御蔵島） ※南海トラフ巨大地震の場合は沿岸区部で T.P.2.48m、島しょ部で T.P.30.16m（新島）
建物被害	板橋区では津波被害なし。

1 大津波・津波警報・注意報等の伝達体制の構築

津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、区民や従業者、観光客をはじめ、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があることから、沿岸区、島しょ町村等において、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報に接したときは、直ちに区民等に周知し、避難させるなどの確な措置を行う必要がある。

とりわけ、津波の発生を伴う元禄型関東地震や東海・南海トラフ等の巨大地震が高潮と同時に発生した場合には、区部沿岸部において、堤防からの越流による浸水被害が生じる可能性も考えられる。

都は、河川が都県境域や自治体の行政界であることを踏まえ、従来の行政圏域の枠を超えた情報伝達体制の着実な運用や避難体制の構築等に取り組む必要がある。

板橋区においては、沿岸地域等に近寄らないことなどを区民に呼びかける必要がある。

2 津波防災意識の啓発、教育の充実

板橋区内では、津波による被害は想定されていないものの、沿岸地域に出かけた区民が津波被害に遭わないよう、日頃から津波防災に関する知識を普及啓発する必要がある。

■参照（別冊「資料編」）  
資料震 2.5.1 東京都想定津波浸水分布

第1部
第2部 第1章
第2部 第2章
第2部 第3章
第2部 第4章
第2部 第5章
第2部 第6章
第2部 第7章
第2部 第8章
第2部 第9章
第2部 第10章
第2部 第11章
第2部 第12章
第2部 第13章
第3部
第4部

**第3節 対策の方向性**

---

1 大津波警報・津波警報・注意報等の伝達体制の構築

多様な情報伝達手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組んでいく。

2 津波防災意識の啓発、教育の充実

津波防災意識の啓発を継続的に実施し、津波防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

## 第4節 到達目標

### 1 大津波警報・津波警報・注意報等の伝達体制の構築

都は、区市町村とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）、衛星画像等の多様な受信手段を用いることにより正確な津波警報・注意報等をいち早く区民に伝達する体制を整備する。

区は、防災行政無線等の情報伝達手段を活用するなどし、区民に津波情報等を伝達する体制を整備する。

### 2 津波防災意識の啓発、教育の充実

津波への対応や避難方法等についての周知徹底を図り、沿岸地域に出かけた際の津波防災への対応力の向上を図る。

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

第5節 具体的な取組

第1 予防対策

- 1 津波情報の伝達体制の充実・強化      2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

1 大津波警報・津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

(1) 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、区は、大津波警報・津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区民や従業者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

各 機 関	対 策 内 容
区 (沿岸区)	○ 大津波警報・津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都や他の区市町村及び港湾管理者等と共に検討し、体制を構築する。
都総務局	○ 大津波警報・津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、区市町村や避難が必要な人達に、いち早く伝達する体制を構築する。

(2) 詳細な取組内容

■ 都、区（沿岸区）

- 都及び区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が来襲するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

■ 区（沿岸区）

- 区民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。



## 2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

### (1) 対策内容と役割分担

都及び区市町村は、「地震イコール津波・即避難」を全都民の共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を都民に広める。

各 機 関	対 策 内 容
区	○ 区民等に対する津波防災教育を実施する。
沿岸区	○ 各消防署・警察署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。
都教育庁	○ 防災教育において、津波災害及び津波発生時の適切な避難行動について指導する。 ○ 児童・生徒及び保護者に対する津波対応等の周知を徹底。 ○ 沿岸区及び島しょ地域の学校において実践的な避難訓練を実施する。
東京管区気象台	○ 津波防災に関する普及・啓発を図る。

### (2) 詳細な取組内容

#### ■ 区

区は、区民等に対し、大津波警報・津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための教育に努める。

#### ■ 参照

第2部第10章第5節第1の「1 避難体制の整備」(区取組 才)

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

第2 応急対策

1 津波情報の伝達体制

1 津波情報の伝達体制

(1) 対策内容と役割分担

都は、気象庁及び関係機関、区市町村と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、都民や従業者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

板橋区では、津波被害の発生は極めて低いものと想定されるが、地震発生後に沿岸地域に出かけないように、区民に情報提供を行う。

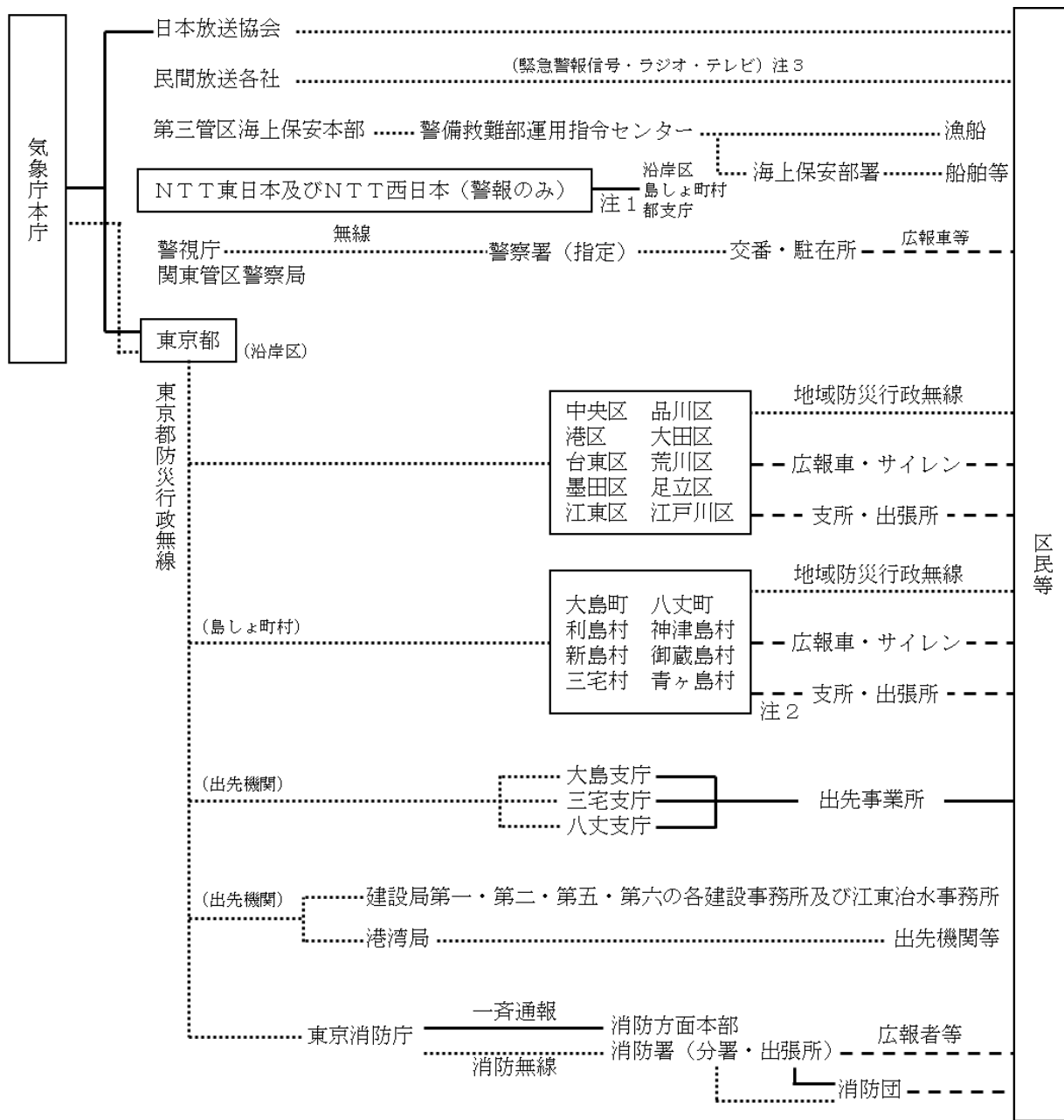
機 関 名	対 策 内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波警報等の発表状況を把握し、区民に情報提供を行う。</li> </ul>
警視庁 第十方面本部 各警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちに津波の警戒強化警察署（以下この章において「指定警察署」という。）に対し津波警報等の発表を伝達する。</li> <li>○ 指定警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇等を活用して危険区域の区民等に広報する。</li> <li>○ 指定警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して区民等に周知させる。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> <p>(通報)</p> <pre> graph LR     A[気象庁] --&gt; B[警視庁]     B --&gt; C[全所属]     C --&gt; D[指定警察署]     C --&gt; E[パトカー 交番等 警備艇]     E --&gt; F[地域 住民等]                     </pre> </div>
東京消防庁 第十消防方面本部 各消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京消防庁は、都総務局からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は区民に周知を図る。</li> </ul>
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波警報・注意報等を受けたときは、都水防計画に基づき、直ちに各建設事務所及び江東治水事務所にその旨を連絡する。</li> <li>○ 各建設事務所は、都水防計画に基づき、津波警報・注意報等を管内各区市町村に連絡する。</li> </ul>
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波警報・注意報等を受けたときは、直ちに、各出先機関等にその旨を連絡する。</li> </ul>

機 関 名	対 策 内 容
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波予警報・注意報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、関東管区警察局、警視庁、第三管区海上保安本部、NTT東日本、NTT西日本、日本放送協会、関東地方整備局、東京都及び緊急放送を行う放送局に通知する。</li> <li>(注)NTT東日本及びNTT西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。</li> </ul>
区（沿岸区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を行う。</li> <li>○ 津波予報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。</li> </ul>
総務省消防庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波警報・注意報等について、人工衛星を用いて国（内閣府・気象庁から総務省消防庁）から送信し、区市町村の同報系の防災行政無線（同報無線）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム（J-ALERT）を、区市町村及び島しょ町村の一部で運用している。</li> <li>○ 送信情報は、津波警報（オオツナミ、ツナミ）、緊急地震速報等である。</li> </ul>
第三管区 海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 巡視船艇、航空機によって、たれ幕、横断幕、拡声器、サイレン等により伝達周知する。</li> <li>○ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか、各海岸局から次の周波数で船舶向け周知放送を行う(国際 VHF（16ch）156.8MHz)。</li> <li>○ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報を提供する。</li> </ul>
東京海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達する。</li> <li>○ 東京海上保安部港内交通管制室において、港内及びその周辺に在泊する船舶に対し、国際 VHF（16ch）156.8MHz により周知する。</li> <li>○ 巡視船艇により適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して、拡声器、横断幕等により周知する。</li> </ul>

第1部
第2部
第1章
第2部
第2章
第2部
第3章
第2部
第4章
第2部
第5章
第2部
第6章
第2部
第7章
第2部
第8章
第2部
第9章
第2部
第10章
第2部
第11章
第2部
第12章
第2部
第13章
第3部
第4部

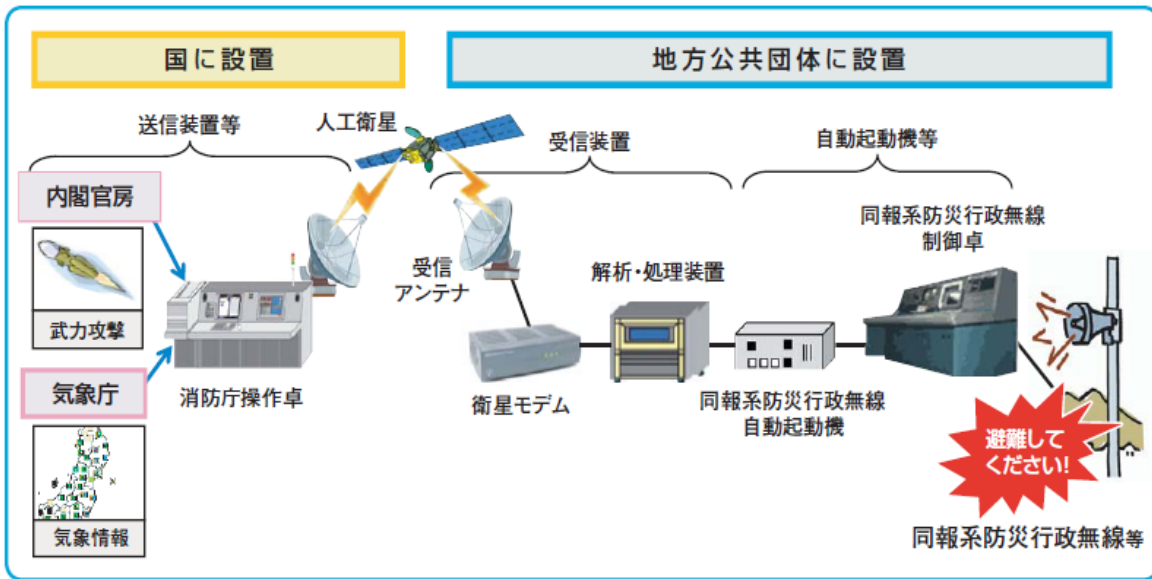
(2) 業務手順

【津波予報（注意報・警報）伝達系統図】



- (注) 1 気象庁本庁から、「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。なお、「NTT東日本及びNTT西日本」からは、地元電話局を経由して島しょの町村及び都支庁に伝達される。
- 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
- 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。

【 J-ALERT システムの構成図 】



(参照 平成 22 年 12 月 17 日付 総務省消防庁報道発表資料)

### (3) 詳細な取組内容

#### ■ 区

- 区は、「全国瞬時警報システム (J-ALERT)」など、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。
- 板橋区内では、津波被害の発生は極めて低いものと想定されるが、地震発生後に沿岸地域に出かけないように、区民に情報提供を行う。

第1部

第2部  
第1章

第2部  
第2章

第2部  
第3章

第2部  
第4章

第2部  
第5章

第2部  
第6章

第2部  
第7章

第2部  
第8章

第2部  
第9章

第2部  
第10章

第2部  
第11章

第2部  
第12章

第2部  
第13章

第3部

第4部

